

小売・外食産業の軽減税率対策セミナー

軽減税率(複数税率)がスタートしたら何がOKで何がNGなのか正しく理解しよう！
レジ導入・システム改修のための補助金制度についても解説します！

消費税率
引上げに伴う

軽減税率と 諸問題の対応策



消費税率8%と10%の区分けや税務処理が煩雑に！



31年10月からの消費税率10%となりますが、酒類や外食を除く「飲食・食料品や新聞」については、軽減税率が適用されることとなります。それに伴い、食料品や飲食を取り扱う店では、どの商品が対象で、どのような販売方法が8%に該当するのか、線引きや複数税率に伴うレジの問題など、課題が沢山あります。

また、伝票処理も税率8%と10%が混在するため経理の実務は煩雑になります。

そこで本講座では、軽減税率の概要と小売・外食事業所が取り組むべき対応策について、現段階で決まっている最新の内容で解説します。



講師

山崎税務会計事務所代表

山崎 健

税理士・宅建建物取引士
AFP・労務管理士 他

1966年生まれ。東京会計専門学校税理士学科卒業。会計事務所勤務を経て、1995年藤間公認会計士税理士事務所(現・税理士法人 TOMA)に入社。税務・会計・経営・相続等の指導と共に、セミナー講師として活躍。副所長として多くの税務調査や不服申し立て業務にも従事する。2011年独立。企業経営をサポートする業務の傍ら、各種団体等のセミナー講師として活躍中。丁寧で分かりやすい解説に定評がある。

■山崎健の他のテーマ

「決算書の読み方・活かし方」

「『税務調査』上手な対応」

「強い会社にするためのキャッシュフロー経営」

「最新の税制改正のポイント」 他多数

内容

I. 軽減税率の導入に伴う

小売・外食産業の注意点

- ①これはOK！これはNG対象品目と具体例
- ②帳簿・請求書等の10%と8%の区分表示方法
- ③売上税額・仕入れ税額の計算の特例
- ④レジの導入やシステム改修等への補助制度

II. 消費税10%の経過措置

- ①複数税率に対応した経過措置とは
- ②簡易課税・原則課税とは
- ③家賃・コピー機などのリース料は？
- ④契約更新や契約変更はいつの税率？ 他

III. 消費税増税に伴う会社お店の注意点

- ①もう“どんぶり勘定”ではやっていけない
- ②赤字だから関係ない！税務調査はより厳しく！
- ③適正に価格転嫁できるか？自腹になるか！

* 120分 * 交通費は「東京駅」から

研修・セミナー・実技指導 **Adonis**

有限会社 **アドニス**

〒331-0801 さいたま市北区今羽町 410-1-405

TEL.048-666-7745 FAX.048-666-7786

E-mail 7745@s-adonis.com

◆ご質問・ご相談・お見積など、お気軽にお問合せください。

◆他にも、ジャンルごとに▼ご紹介しております。

有限会社アドニス

検索